

出店部門（食品販売団体）に関する注意事項

福祉健康まつり実行委員会では、東部保健所の指導により、許可が必要な食品を提供できる団体は露店許可証等飲食業許可のある団体に限ること、また、許可の必要のない食品を提供する団体であっても食中毒を未然に防ぐよう食品衛生管理を徹底することで、当日の来場者に安心して楽しんでいただく方針でおまつりを安全に開催いたします。

つきましては、食品を提供される団体の皆様におかれましては、この点に十分ご理解とご配慮いただき、団体内への周知徹底を図るようご協力をお願いします。

1 東部保健所からの指導

- ・ マフィンやクッキーなど別の場所で調理した物を販売する事は出来ません。
(営業許可を取っている場所で製造して物を販売する事は可能です。・・・例：静香会、ストリーズ)
- ・ 許可が必要な食品を提供できる団体は露店許可証等飲食業許可団体に限定します。
- ・ 許可の必要のないものは別紙東部保健所衛生課の「露店を営業する方へ」をご確認ください

2 衛生管理品の無料配布について

食品販売団体に対して食中毒予防のため、実行委員会より下記の物品を無料配布します。

なお、既製品のジュース、菓子類の販売は該当しませんので、配布はいたしません。

<配布物品>

- ① プラスチックグローブ ② 消毒用アルコール

3 機器使用料について

- ・ 機器のレンタルをご希望の方はご案内します。(レンタル料は自己負担)
- ・ まつり当日に当該機器を使用する団体に請求書を発行しますので、現金でお支払いください。
発電機 (交流 15A) : 2,000 円/台
※ 福祉会館内のコンセントは電流容量が少ないため使用しない。ただし、館内展示団体を除く。
たこ焼き機 : 2,000 円/台
ガスボンベ (5 kg) : 2,000 円/本 (ガスコンロ、ホース等の周辺機器に費用徴収しません。)

4 仕入れについて

原材料の受け入れ、下処理段階において冷凍物は衛生面にご配慮いただき仕入れるようお願いいたします。
(おまつり直前日での仕入、原材料の使用期限にご注意ください。既製品も同様)

5 食品提供用のお皿等について

実行委員会でゴミ袋(可燃ごみ用)を配布しますので、食品を提供するために使用したお皿、コップ、パック等は、各自で回収するようご協力をお願いします。出来るだけ、可燃ゴミとなる容器をご使用ください。

6 ゴミ箱について

各団体で回収することを前提して、指定した場所に設置する。来場者に買い物袋(エコバック)等の持参、ゴミは各自持ち帰ることをまつりチラシ等で呼びかける。

7 衛生管理チェックリストの提出について

当日は別紙の衛生管理チェックリストにより、おまつり当日朝にチェックした後、福祉会館窓口までご提出ください。(問題なければ、まつり終了後提出)

まつり当日提出

食品取り扱い団体 衛生管理チェックリスト

団体名

従事者数 名（終了時、延べ人数）

□印のチェック項目に✓点を入れてください。

1 作業前

- 健康状態
 - 下痢をしているものはいないか
 - 発熱、腹痛、嘔吐をしているものはいないか
 - 手指、顔面に傷やできもののあるものはいないか
- 服装
 - 三角布または帽子で髪の毛を覆っているか
 - エプロンをつけているか
- 手洗い
 - 手をせっけんでよく洗い、アルコールで消毒を行ったか

2 作業中

- むやみに話をしないこと
- まな板、包丁、ボール等、食品にじかに触れるものは、頻繁にアルコール消毒を行う
- 焼き物、揚げ物、炒め物、煮物などは、中心まで十分加熱する
(基準…75℃以上 1分間)

3 作業後

- 片付け
 - 使用した器具は洗ってすすいだ後、アルコール消毒をおこなうこと
 - レンタルした器具は、汚れをこまめにとること（冷めるとこびりついてしまうので）
 - テント周辺の汚れやゴミの処理も各団体の責任できちんと清掃すること

4 注意事項

- 販売が早く終わった場合でも、片付けはおまつり終了後（13時頃）から行うようお願いいたします。
- 各団体の準備で出たごみは、各団体の責任においてお持ち帰りください。